総社市選挙管理委員会告示第22号

総社市選挙人名簿の抄本等の閲覧に関する規程(平成17年総社市選挙管理委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月24日

総社市選挙管理委員会委員長 小見山 岩男

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(閲覧状況の公表)	(閲覧状況の公表)
第5条 略	第5条 略
2 前項の公表は,市役所及び出張所の掲示場に掲示してこれを行う。	2 前項の公表は,市役所 <u>,支所</u> 及び出張所の掲示場に掲示してこれを行う。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。